

荒^{あら}
尾^お
市^し



(市 役 所)

一 概 況

熊本県の西北端に位置し、南は玉名市及び玉名郡長洲町に、東は玉名市及び南関町に、北は福岡県大牟田市にそれぞれ接し、西は有明海に面する、人口五五、三二一（平成二二年国勢調査）、面積約五七平方キロメートルの市である。

地勢は、東部に標高五〇一メートルの小岱山を擁し、この小岱山を東端として、西へなだらかな丘陵が起伏し、有明海へと続く。この間に万田山、屋形山、四ツ山をはじめとする緑に包まれた丘陵地が広がっている。

河川は、関川、浦川、菜切川、行末川を主要河川として小岱山から西流あるいは南流し、いずれも有明海に注いでいる。

農業は、丘陵地では特産の「荒尾梨」やみかん、スイカ、河川流域の平坦地では、米が栽培され、水産業では、広大な干潟で、遠浅を生かした海苔養殖やアサリ採貝が行われている。

明治以降、当地域は、三池炭坑及びその関連産業により発展してきたが、近年は、「石炭のまち」から、西日本最大級の規模を誇るレジャーランドである、グリーンランドを中心とした、滞在型レジャーゾーンの形成や、商業施設の充実などのソフト産業への転換を進め、宅地の造成や土地区画整理事業の推進し、住みよいまちの創出を図っているところである。

名所旧跡としては、孫文の三民主義と中国辛亥革命に影響を与えた、宮崎八郎、民蔵、彌蔵、寅蔵（滔天）の宮崎兄弟の生家、国指定重要文化財で、三井三池炭鉱旧万田坑施設、江戸時代の岩本番所が廃止された後、関川に架けられた石造眼鏡橋である、岩本橋、平安時代の末頃、平清盛の長男、平重盛の祈願寺として建立されたと伝えられる賀庭寺古塔群、肥後野原荘の地頭・小代氏の菩提寺として、法然上人の孫弟子にあたる弁智上人により建治二年開かれたと伝えられる浄業寺古塔群、加藤清正が築いた赤田湖、小岱山県立公園などがある。また、伝統的工芸品として「小代焼」が広く知られている。

交通ネットワークは、JR鹿児島本線が海岸線を南北に走り、市内には、荒尾駅と南荒尾駅の二駅を擁している。道路は、市の中心部を走る国道二〇八号と海岸部を走る国道三八九号を軸に、県道等が整備されている。

二 市名の由来

荒尾の地名がどのようにして生まれたかは明らかでない。文献に荒尾の地名が出るのは、鎌倉時代からである。宝治元年（一二四七）六月二三日、小代重俊が地頭職に補せられ、肥後国玉名郡野原荘を賜わり、小岱山筒ヶ岳築城して以来、小代氏が代々（一二四七～一五八二）荒尾郷を領したが、小代重俊の三男泰経は荒尾八郎左衛門尉と称して荒尾村（現荒尾市荒尾）を与えられている。

三 平成の合併検討経緯

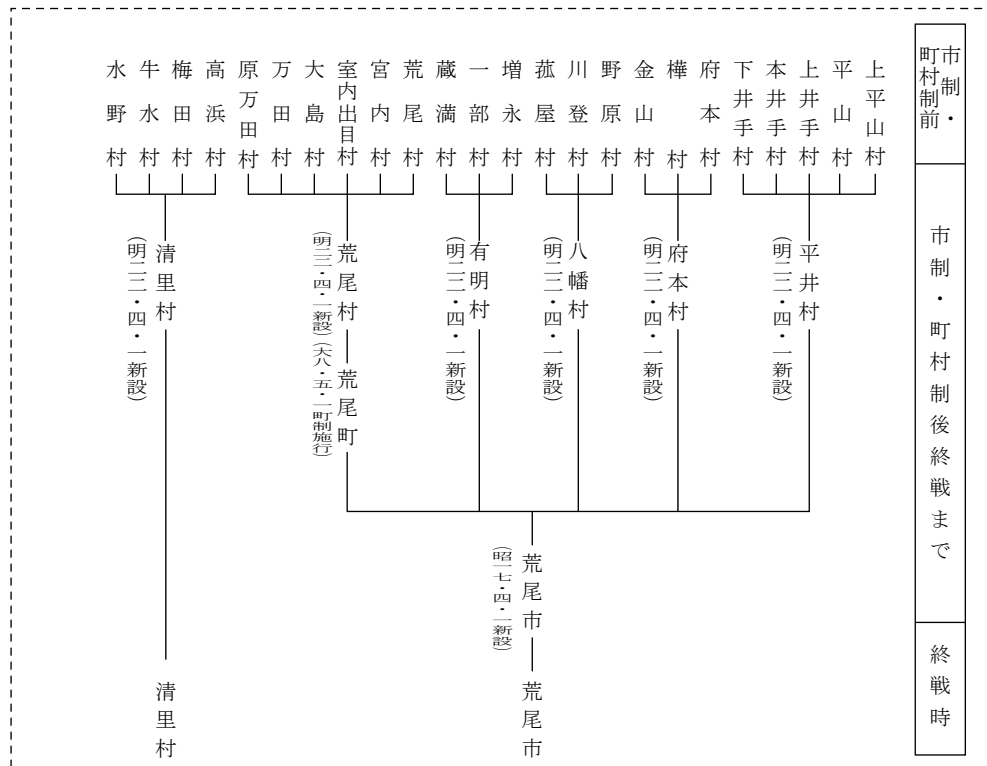
荒尾市については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱においては、長洲町との一市一町合併パターンが示されたが、長洲町は玉名市を軸とした合併協議を志向し、また、南関町、菊水町、三加和町といった玉名郡北部の町も同様の姿勢を見せた。荒尾市はこれには追従せず、玉名郡市一市八町の協議を見守る立場となった。

荒尾市内には、隣接する福岡県大牟田市との合併を志向する声も強く、平成一四年九月には、大牟田市から周辺市町への合併研究会立ち上げの打診があり、荒尾市はこれに賛意を示したが、他市町の足並みが揃わず実現しなかった。

結局、荒尾市は具体的な合併協議に参加するには至らず、平成一五年度には、合併検討の気運は表面上は終息した。（第二編「荒尾・玉名地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 荒尾市

宝治元年、小代重俊が野原庄（現在、荒尾市、長洲町）の地頭職に補せられて以来、天正一七年（一五八二）まで、約四〇〇年間一三代にわたって、小代氏によって治められた。寛永九年（一六三二）、細川氏の所領となり、同一一年に手永制が設けられた。荒尾手永会所は、長洲町に置かれ、現在の荒尾市と長洲町を管轄した。

明治七年（一八七四）一月、荒尾地区は、白川県第八大区第三、四小区に属し、戸長によって政治が行なわれた。一二年、郡区町村編制法が施行されると、上平山、平山、上井手、本井手、下井手の五か村、府本、樺、金山の三か村、野原、川登、菰屋の三か村、増永、一部、蔵満の三か村、荒尾、宮内、宮内出目、大島、万田、原万田の六か町村がそれぞれ行政区域として戸長役場の統治下に置かれることになった。一二年、町村制施行に際して合併が行なわれ、平井村、府本村、八幡村、有明村、荒尾村が設置された。荒尾村は、三四年、三井万田炭鉱の開鉱により次第に鉱業従事者が増加し、これに伴い、周辺の商工業も発達してきたが、四五年一月、国鉄万田駅の開設によって、さらに村勢は盛んになり、大正八年（一九一九）五月、町制を施行した。その後、四ツ山炭鉱の開鉱によって、ますます発展の一途をたどり、昭和に入って、関連化学工場が建設されると、農業、鉱業の町から、重化学工業の都市とかわり、昭和一七年（一九三二）荒尾町と前記四か村が合併して荒尾市となった。

(二) 清里村

旧藩時代は、荒尾市と同様に、荒尾手永惣庄屋の管轄に属し、管下村に庄屋がいて治政を行なった。

明治七年（一八七四）の大小区制の下では水島、小野、牛水、梅田、高浜の五か村は第八大区、第二小区をなした。同九年小野村と水島村が合併して水野村となり、同一二年の郡区町村編制法の施行に伴い、高浜、梅田、牛水、水野の四か村が一行政区となり、戸長役場が置かれた。その後は、区域の変更はなく、一二年町村制実施の際に、この四か村が合併して清里村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年一〇月五日、県は、長洲町、清里村および腹赤村の三か町村合併の

試案を示したが、関係町村当局では六栄村を加えた四か町村合併の方向で話し合いを進め、清里村当局は、二九年一月頃から、この四か町村合併案について検討を始めていた。しかし、清里村と荒尾市とは、地理的にも経済的にも交通網の発達、その他によって、今後ますます密接な関係をもつことが予想され、なお、

一 財政力は市の方が大きく、消費拡大にプラスになる。
二 住民税は荒尾市が安い。

三 失対事業に伴う効果を受けやすい。

四 教育予算が多額になり、教育面にプラスになる。

五 日雇労働者、給与生活者の地減給を得るにも有利である。

六 消防団の組織拡大と土木事業の推進力、生産の増進力、社会保障制度、保健衛生施設が強大となる。

七 有能な人物を役員に選出するのに都合がよい。

八 米の供出量が荒尾市の方が少ない。

九 大牟田市との上水道問題の交渉は、荒尾市と合併すれば有利になる。

との判断から、荒尾市への合併の気運が高まった。清里村議会の意向は、荒尾市編入に賛成する議員が圧倒的であり、また、村内有志一三〇人からなる促進協議会においても荒尾市編入の意見が大多数であった。そこで、村当局は、従前の四か町村合併を荒尾市編入の方針に改め、村長が、荒尾市長に清里村の荒尾市編入の希望を申し出たところ、荒尾市側も喜んで受け入れるとの回答を得たので、清里村は、二九年二月一五日、正式に編入条件を申し入れた。

一方、荒尾市では、一二月一二日、非公式の合併調査委員会を設置し、合併問題について検討を始め、

一 大牟田市との合併

二 長洲町、清里村の編入

この二つの合併案を検討した結果、大牟田市は、高田村との合併がこじれているので、この際、同市と合併してどうかとの意見もあったが、

一 県を異にする大牟田市との合併は、行政的にも、大きな困難があるので、将来の問題にすることとし、当面は清里村を編入して行政面積を大きくしておくことがよい。

二 海岸線を行政管内に有すれば、将来トラブルが起きない。

三 都市は海岸線に沿って発展する。

四 上水道の関係が深い。

などの理由から、清里村と合併した方が有利であるとの結論に達した。しかし、清里村内には、荒尾市編入について、強固な反対論があったため、一月一日、一七日に、賛成派、反対派から、相前後して荒尾市にそれぞれの立場から要望書を送り、賛成派も、一時は反対派の意見に同調して、一度市に提出した要望書を取り下げる一幕もあるなど、以後七か月にわたって清里村の去就をめぐる両派の対立が続いた。しかし村長ほか賛成派の決意は固く、三〇年一月中旬に荒尾市編入関係議案審議の臨時村議会を開会することになったが、反対派は、議決数で劣っていたので（賛成議員一〇、反対議員四）、議場附近でスクラムを組み、あるいは氣勢をあげて、議会を流会に持ち込んだ。この間、地方事務所からは、円満解決のため調停がなされたが、村側は、同日、議場を荒尾市日ノ出区余田説教所に設け、賛成派議員一〇人出席のもとに議会を開き、荒尾市編入を議決し、同二二日、荒尾市に正式に編入を申し入れた。これに応じて、荒尾市議会では、二五日、非公式の合併調査委員会を正式の編入特別委員会にして、編入に関する調査を行ない、二月五日、臨時市議会において編入の議決をした。同月一六日、県へ正式に清里村編入の申請がなされたが、その後、賛否両派は、それぞれの立場から、県へ陳情し、反対派はピラ配付、役場仮事務所の設置、賛成派は長洲町商品の不買同盟の結成等を行なった。県は、賛否両派代表の会合を開くなどして解決に努力し、六月一七日に至って、両派は、ようやく住民投票についての協定書に同意した。すなわち、清里村九部落のうち、荒尾市編入に問題のない、牛水中、牛水上、水島、小野を除く、高浜、建浜、堀崎、梅田、牛水下の五部落については、部落ごとの住民投票により、長洲町、腹赤村、六栄村との合併に三分の二以上の賛成があれば分村できるというものであった。前記協定による投票の結果、梅田、建浜、堀崎地区の長洲地区への分村が決まった。

3 合併条件および協定事項

- 清里村有財産処分
- 第一 中学校、小学校、保育所の敷地建物（付属建物、工作物、教、保育資材一切を含む）は荒尾市、長洲町双方の共有とする。ただし、持分は清里村の分割区域、人口、保育児、児童、生徒数の割合による。
- 付帯条件
- (一) 荒尾市、長洲町は共有物を中心として市町の一部事務組合を組織、従来の用途に従い教、保育の管理をなす。
- (二) 組合議会議員の数は、双方同数とする。
- (三) 組合費は、教、保育児童及び生徒数の割合により双方の負担とする。
- (四) 荒尾市、長洲町は、保育所の管理は、教育委員会に、学校は組合に委任するものとする。
- (五) 組合は、共有物の分割と共に解散する。
- 共有は昭和三十一年三月末日までとし、持分の分割は不可分物としてその帰属は双方協議の上決定する。
- 第二 役場敷地並に建物、住宅建物は長洲町に移譲する。ただし、器材は双方協議の上分割を決定する。
- 第三 村有敷地は長洲町に移譲する。
- 第四 村有山林および基本財産（現金および有価証券）は荒尾市に移譲する。
- 第五 消防器材および諸物品は現地保管の通り分割する。
- 第六 起債債務の年次負担は第一号（三）の例により組合において処理し、共有分割、組合解散の際の残額は第一号本文の例による。
- 清里村の要望事項
- 一、事実上の要望事項
- 1 道路の新設および改修
- ト 下井手、長洲線の桜山を経て長洲駅に通ずる道路の新設二、〇〇〇メートル
- ト 高浜部落より、牛水に至る道路新設一、〇〇〇メートル
- 清里村中央線の改修
- 水野より梅田を経て長洲駅に通ずる道路の二、五〇〇メートルの改修
- 牛水中区より吸田の農道改修一、五〇〇メートル

5 合併時の関係市村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以 上の学校		官 公 署	業態 の割合						面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分
	計 千円	その 他 千円	農 産 千円	鉱 産 千円					高 等 学 校	中 学 校		都市的 業態			その他 業態						
												商 工 業 人	その 他 人	計 人	農 業 人	その 他 人	計 人				
二、三八〇、七七〇	一、九五、七三三	三五九、九〇〇	一、八二五、一四八	一	四〇七、九二〇	二一六、六八〇	四四四、四二一	一三三、三三五	一	共有一四	二三	一五、三九四	二五二	一五、一四三	五五、五四	一八、九〇七	三六、六七	六三・二四	一四、〇六五	六九、二二六	荒尾市
二、三三四、三〇七	一九四、二二七	三〇五、一七一	一、八二四、九〇九	一	三九四、六五六	一一二、二四九	四四一、七七八	一九、六九五	一	四	二三	二一、三七九	二二、一四〇	五三、六四〇	一七、八四八	三五、七九二	五九・〇五	一三、四九四	六六、〇一九	荒尾市	
五六、四六三	一、四九五	五四、七二九	二二九	〇	一三、二六四	五、四三二	二二三	三三、六二〇	〇	共有一	〇	三、〇一五	三三、〇〇三	一、八八四	一、〇五九	八二五	四・一九	五七一	三一、九七	清里村	

4 合併時の三役及び正副議長

市村名	長	助役	収入役	議長	副議長
荒尾市	坂田 昌亮	関島 増男	鍛崎 住八	古閑 幹士	田添 国男
清里村	島田 一馬	田上 春次	池田 昇	官脇 栄	宮田 孝治

- 1 中学校は出来る限り現状維持、学区制改革の場合は清里村地区に新設のこと。
 - 2 清里村役場を清里支所に位置すること。
- 二、その他の要望事項
- 2 小学校の建築
- 元有明蔵満より牛水三区に至る農道一、二〇〇メートルの改修
牛水海岸線の新設一〇〇メートル
浦川菜切川改修事業する。